

令和4年（2022年）分の所得税の確定申告 または、市県民税の申告が必要な方へ

介護保険要介護認定高齢者の障害者控除と おむつ代の医療費控除について（ご案内）

介護保険制度で要介護認定を受けている方が、令和4年分の所得税の確定申告や市県民税の申告で、障害者控除やおむつ代の医療費控除を受けるための証明書類の交付についてお知らせします。

いずれも市役所介護保険課で申請が必要です。

◎障害者控除について

控除対象年の12月31日現在で要介護認定を受けている**65歳以上**の方の介護認定の審査・判定資料を確認し、要介護1～3の方は「障害者」として、要介護4・5の方は「特別障害者」として、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※12月31日現在で身体障害者手帳（1～6級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）
をお持ちの方の「認定書」の交付については、お問い合わせください。

申請者：納税している本人または、高齢者を扶養している方

有効期間：令和4年（2022年）分から対象者の障害事由の存続期間

交付方法：郵送（通常1週間以内）

必要なもの：申請書および申請者の本人確認書類・対象者の介護保険被
保険者証の提示、または写しの提出

その他：認定書は過去5年に遡って交付できます。（必要な方のみ）

◎おむつ代の医療費控除について

要支援・要介護に認定された方のおむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書（現に受けている認定の有効期間が13ヶ月以上の場合は、その前年又はその前々年に作成された意見書）の「寝たきり度」と「尿失禁の有無」の記載により、「おむつ代の医療費控除の証明に必要な事項確認書」を交付します。この確認書は、令和4年1月～令和4年12月に使ったおむつ代分に使用できます。

なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける場合は、従来どおり医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

申請者：納税している本人または、高齢者などを扶養している方

交付方法：郵送（通常1週間以内）

必要なもの：申請書および申請者の本人確認書類の提示、または写しの
提出

お問い合わせ先：宝塚市役所介護保険課（電話0797-77-2038）